(vi) 六年目については、一キログラムにつき五円二十銭
(vii) 七年目については、一キログラムにつき四円八十銭
(viii) 八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき四円四十銭
(nn) 実施区分の欄に「TRQ-n」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、当該品目に適用可能な関税割当ての条件であって、次款に定めるものに従うものとする。

3　2に規定する関税の撤廃又は削減のために毎年行われる引下げは、2において別段の定めがある場合を除き、毎年均等であるものとする。

**第三款　関税割当て**

1　この款において、各関税割当ての表題における品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの款の規定を理解するに当たっての便宜のために付すものであり、関連する品目に応じて設定される各関税割当ての適用範囲を変更するものではなく、又は当該適用範囲に代わるものではない。

2　日本国は、この協定が効力を生ずる日における年の残存期間が十二箇月未満の場合には、この協定が効力を生じた後最初の年の期間中、この款に定める割当数量に、分母を十二とし、分子をこの協定が効力を生ずる日における年の残余の月数（この協定が効力を生ずる日が属する月を含む。）から成る整数とする分数を乗じて得た割当数量を、割当ての申請者が利用可能なものとする。この2の規定の適用上、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

3　TRQ－JP1　混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

| 年 | 合計割当数量（メートル・トン） |
|---|---|
| 一 | 一〇、八〇〇 |
| 二 | 一一、一〇〇 |
| 三 | 一一、四〇〇 |
| 四 | 一一、七〇〇 |
| 五 | 一二、〇〇〇 |
| 六年目及びその後の各年 | 一二、〇〇〇 |

(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一二〇・二二二、一九〇一二〇・二三二、一九〇一二〇・二三五及び一九〇一二〇・二四三の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ－JP1の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

4　TRQ－JP2　小麦

(a)　アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(f)及び(g)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次のとおりとする。

| 年 | 合計割当数量（メートル・トン） | 最低売渡価格を設定するための最大輸入差益（グループ1）（一キログラムについての額）（円） | 最低売渡価格を設定するための最大輸入差益（グループ2）（一キログラムについての額）（円） |
|---|---|---|---|
| 一 | 一二〇、〇〇〇 | 一五・三 | 一五・一 |
| 二 | 一二六、〇〇〇 | 一四・五 | 一四・二 |
| 三 | 一三二、〇〇〇 | 一三・六 | 一三・二 |
| 四 | 一三八、〇〇〇 | 一二・八 | 一二・三 |
| 五 | 一四四、〇〇〇 | 一一・九 | 一一・三 |
| 六 | 一五〇、〇〇〇 | 一一・一 | 一〇・四 |
| 七 | 一五〇、〇〇〇 | 一〇・二 | 九・四 |
| 八 | 一五〇、〇〇〇 | 九・四 | 八・五 |
| 九年目及びその後の各年 | 一五〇、〇〇〇 | 九・四 | 八・五 |

(b)　このTRQ－JP2の規定の適用上、

(i)　グループ1とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター及びウェスタン・ホワイトの小麦の銘柄をいう。

(ii)　グループ2とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。

(c)　アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(d)　(a)から(c)までの規定は、関税分類番号一〇〇一一・〇一〇、一〇〇一九・〇一〇、一〇〇一九一・〇一一、一〇〇一九・〇一一、一〇〇一九九・〇一一、一〇〇一九及び一〇〇八六〇・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e)　このTRQ－JP2の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定するものとし、農林水産省（以下「MAFF」という。）又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下「SBS」という。）方式を用いて運用する。

(f)　このTRQ－JP2の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF又はMAFFを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF又はMAFFを承継する者が産品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該SBS入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(g)　SBS取引の際に産品に対して購入者が支払う額とMAFF又はMAFFを承継する者が支払う額との差額については、MAFF又はMAFFを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益については、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

5　TRQ－JP3　煎ってない麦芽

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

| 年 | 合計割当数量（メートル・トン） |
|---|---|
| 一 | 二二、四〇〇 |
| 二 | 二四、八〇〇 |
| 三 | 二七、二〇〇 |
| 四 | 二九、六〇〇 |
| 五 | 三二、〇〇〇 |
| 六年目及びその後の各年 | 三二、〇〇〇 |